

一部構成員限り

資料 2 – 3

# 利用者視点を踏まえた モバイル市場の検証に関する専門委員会(第2回) ご説明資料

KDDI株式会社  
2026年1月14日

# 目次

---

1. 事業法第27条の3の規律目的と効果について
2. 目指すべきモバイル市場の姿
3. 目指すべきモバイル市場の姿を見据えた「完全分離」規律に関する議論
4. 現行規律による新たな課題と対策
5. 健全なモバイル市場の実現に向けた規制の緩和要望
  - ① 継続利用に係る規制の緩和
  - ② 違約金上限規制の緩和
6. その他見直し要望  
端末購入プログラムの手続き見直し

# 1. 事業法第27条の3の規律目的と効果について(1/3)

モバイル市場における課題是正のため、  
2019年施行の改正事業法(第27条の3)において主に以下2点をルール化

## モバイル市場の課題



### 過度な利益提供

人気端末の購入に対する高額キャッシュバック等



### 不当な期間拘束

## 事業法第27条の3規律

### ①通信料金と端末代金の完全分離

### ②行き過ぎた囲い込みの禁止

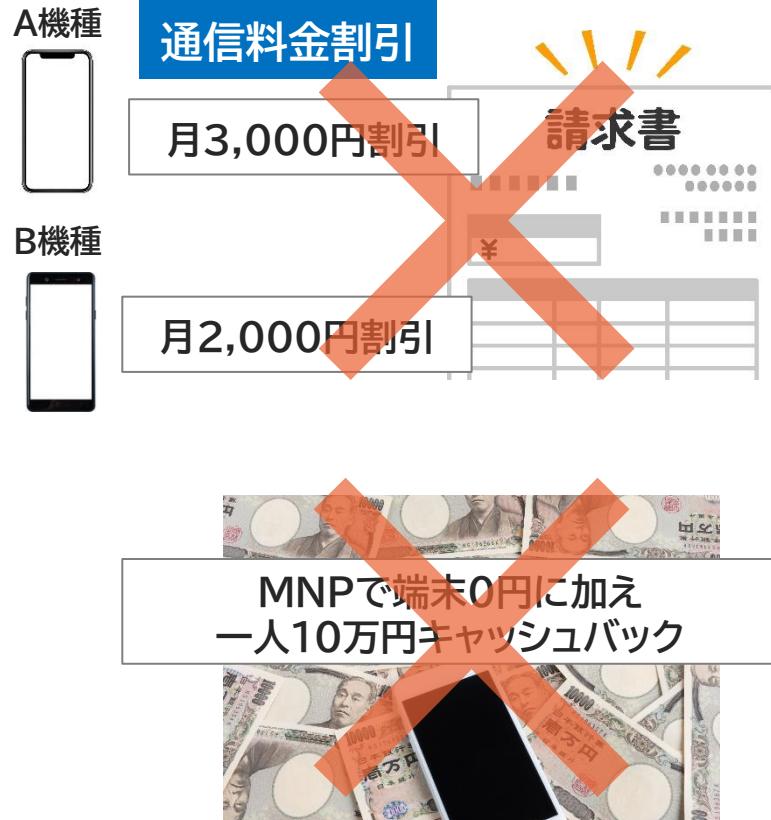
## 規律の目的

- 1 事業者間の適正な競争環境の実現
- 2 利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択
- 3 利用者間の不公平
- 4 通信料金の高止まりの解消

# 1. 事業法第27条の3の規律目的と効果について(2/3)

通信料金と端末代金の完全分離により

端末によって異なる通信料金の割引や高額なキャッシュバック等が解消



## 規律の目的

- ① 事業者間の適正な競争環境の実現
- ② 利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択
- ③ 利用者間の不公平
- ④ 通信料金の高止まりの解消

## 弊社評価

過度な端末値引きが抑制され、MVNOを含めた事業者間の競争環境が適正化。

端末の機種によって通信料金の割引額が異なる商慣行が是正され、利用者が自分にあった端末・料金プランを選択可能な状況に。

機種別の通信料金割引の禁止により、端末買い換え頻度の多寡による利用者間の不公平性の問題が大きく是正。

端末購入補助の上限設定により、通信サービス自体の競争が進み、通信料金にも好影響。

# 1. 事業法第27条の3の規律目的と効果について(3/3)

行き過ぎた囲い込みの禁止に加え、スイッチングコストを徹底的に低減することで  
**お客様はいつでも自由に事業者間の乗り換えが可能な環境に**

## 行き過ぎた囲い込み禁止

- ・ 2年超の期間拘束契約の禁止
- ・ 違約金上限1,000円 等



## スイッチングコスト低減

- ・ 既往契約解消
- ・ 違約金撤廃
- ・ SIMロックの原則解除
- ・ キャリアメール持ち運び
- ・ MNPオンライン手続き24時間化
- ・ 旧端末購入プログラム回線継続条件撤廃
- ・ 端末購入プログラム再購入条件撤廃
- ・ 端末補償サービスオープン化
- ・ MNPワンストップ化
- ・ eSIMの促進 等



## 規律の目的

- 1 事業者間の適正な競争環境の実現
- 2 利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択
- 3 利用者間の不公平
- 4 通信料金の高止まりの解消

## 弊社評価

不当な期間拘束が是正されたことで、新規参入を促し、公正な競争環境が促進。

スイッチングコストが大幅に低減され、利用者意思によりいつでも乗り換え可能な環境に。

期間拘束有無による通信料金の差や高額な違約金が是正され、公平性が向上。

利用者の乗り換えが活発になり、それに対応する形で通信料金の競争が活性化。

## 2. 目指すべきモバイル市場の姿

公正・健全な競争環境を維持しつつ、事業者が**役務の提供を通じて適正な収益を確保し、新技術やサービスへの投資とお客様へ価値を還元する好循環の構築が重要**  
この好循環によりイノベーションを創出し、国民生活と経済活動の活性化に貢献

### ② 「つながる体感」価値

au Starlink Direct  
au 5G Fast Lane  
au 海外放題



お客さまの今と  
これからにつながる好循環

### ③ 新料金プランの提供

**auバリューリンクプラン**

**成長**

高品質ネットワーク  
高付加価値サービス

価値あるサービス提供

価値に見合った対価

**還元**



### ① 5G・AI投資、 Starlink連携

次世代への投資  
イノベーション創出

パートナーとの共創

パートナー様への還元

### ④ 価格転嫁への対応、 販売チャネルの強化/支援

### 3. 目指すべきモバイル市場の姿を見据えた「完全分離」規律に関する議論

5GSAやミリ波の普及には、**ネットワーク進化だけでなく対応端末の普及が不可欠**  
 通信のさらなる飛躍に向けてネットワーク・端末・サービスの三位一体での発展が重要  
**通信と端末が切り離せない現状において通信料金を原資とした端末割引は一定の妥当性**  
**通信と端末の「完全分離」について、将来的な通信の在り方も見据えた議論が必要**



三位一体での発展



ネットワーク  
(通信)



端末

27条の3の規制範囲

#### 通信と端末の融合技術

- ミリ波
- 5GSA
- Carrier Aggregation
- Beyond 5G
- など

#### 最新技術に対応した最新端末の普及が重要

最新の技術がもたらす価値をお客様が体感するため、  
 今後のモバイル規制はネットワークの高度化と端末普及を目指し、  
 これに連動する形でサービスが広がることが必要

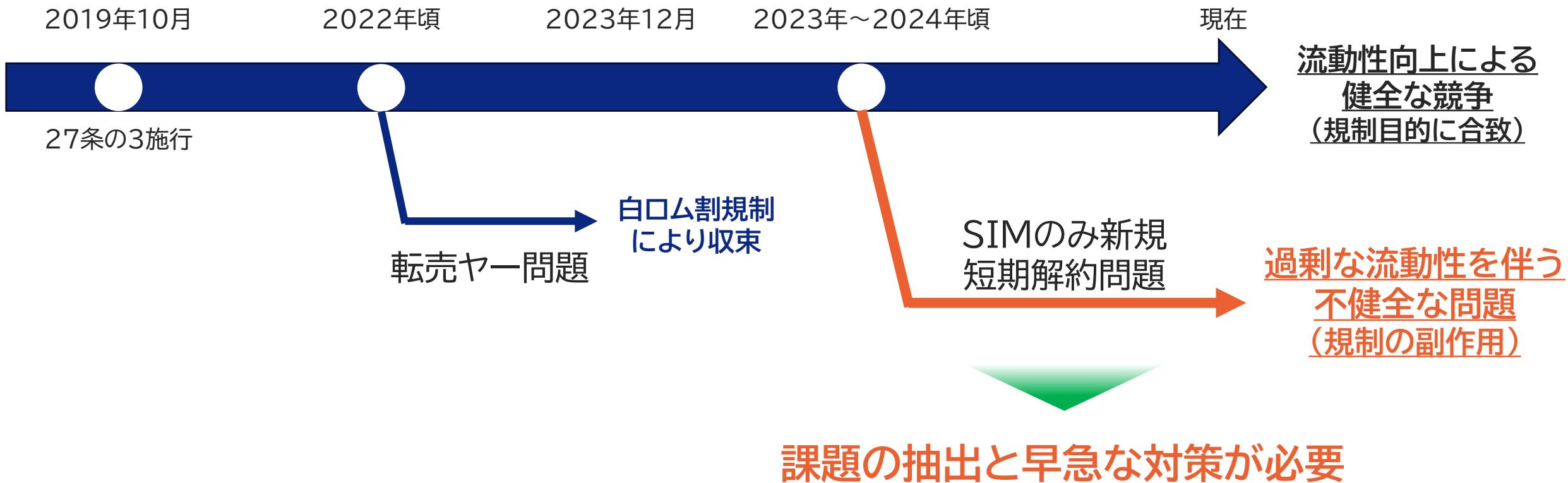
## (参考)モバイル市場の動向(弊社端末出荷台数の状況)

通信料金の低廉化や料金プランの乗り換え等は堅調に推移しているが  
端末販売台数は2021年度をピークに減少

委員限り

## 4. 現行規律による新たな課題と対策(1/2)

27条の3規律の本来目的が達成された一方、副作用として短期解約問題が発生  
**現行規制によって生じた副作用についても解消が必要**



## 4. 現行規律による新たな課題と対策(2/2)

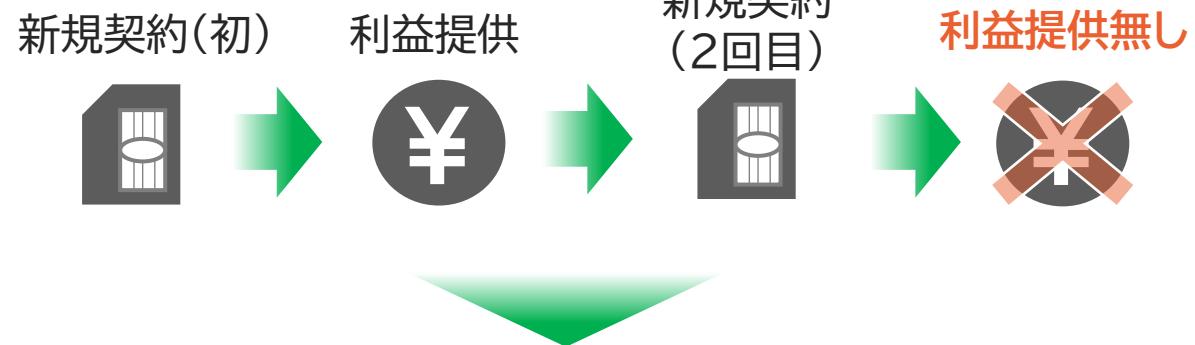
スイッチングコストの大幅な低減により、契約特典を狙った短期乗り換えが増加  
**利用者間の不公平の発生や適切な投資を阻害し、健全な市場発展に悪影響**

### 短期解約問題の課題

- **健全な競争環境の阻害**  
短期的な獲得競争の過熱につながり、競争環境が阻害
- **利用者還元の不公平**  
不正利用者が利益を独占し、善良な利用者へのメリット減少
- **事業計画・設備投資への影響**  
非効率性による収支構造の悪化・中長期的な投資抑制による健全な市場発展の阻害

### 短期解約問題の対策

- 事業者の対策  
 • 1人1回の利益提供



**事業者の対策だけでは限界があり  
 27条の3規律の見直し等も含め対策が必要**

新規契約特典を狙うホッパーが組織化した場合、現状対策をすり抜ける巧妙な手口が想定  
特典を目的とした契約の横行により販売代理店業務を含め、競争環境への悪影響が懸念

したがって、**事業者による対策だけでなく、一定の規律による抑止策が必要**



委員限り

## 5. 健全なモバイル市場の実現に向けた規制の緩和要望

**健全なモバイル市場の実現に向けた規制の緩和(案)**は下記のとおり  
 →具体的には次ページ以降で事例に基づきご説明

27条の3規律	規律のあるべき姿	規制緩和(案)
通信料金と端末代金の完全分離	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の継続的な通信のご利用により 市場全体の持続的な成長(収益確保と投資)と 健全な競争環境を維持 (適正な対価→価値の創造→還元という好循環)</li> </ul>	 <p>① 継続利用に係る規制の緩和 →スライド13~16参照</p>
行き過ぎた囲い込みの禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>行き過ぎた囲い込みは規律しつつも、 不適切な短期解約等による機会損失の抑制</li> <li>善良なお客様とホッパーとの不公平感解消</li> </ul>	 <p>② 違約金上限規制の緩和 →スライド17参照</p>

本案によって短期解約(ホッパー)問題の解消等、副次的な効果も期待

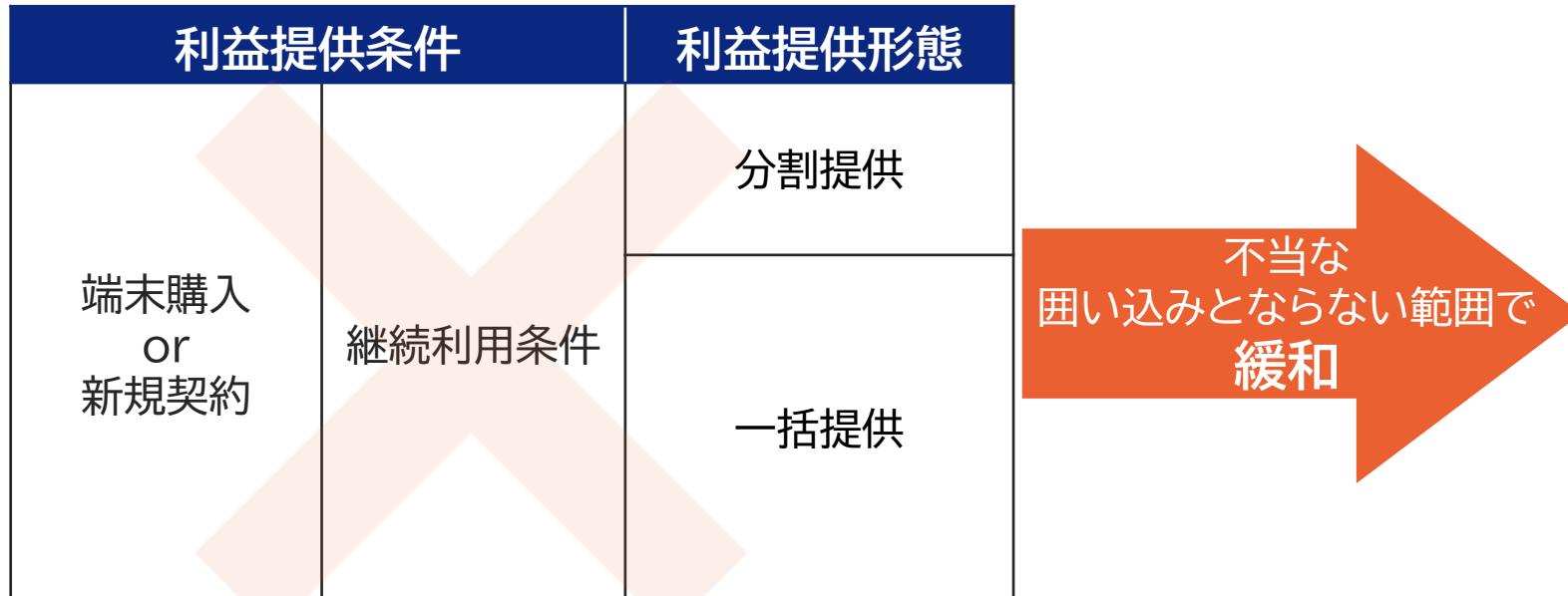
## 5. 健全なモバイル市場の実現に向けた規制の緩和要望(①継続利用に係る規制の緩和)

13

スイッチングコストが大幅に低減した現状では、**お客様はいつでも解約が可能**  
不当な囲い込みとならない期間を検討の上

**端末購入or新規契約 & 継続利用を条件とした利益提供の一律禁止について緩和の検討が必要**

### ①継続利用に係る規制



実現したいこと
A 役務利用と連動した分割利益提供 →施策イメージはスライド14参照
B 一定利用期間満了後に一括利益提供 →施策イメージはスライド15参照
C 一括利益提供における条件未達時の 事業者への返金 →施策イメージはスライド16参照

**現行は一律禁止**

## 5. 健全なモバイル市場の実現に向けた規制の緩和要望(①継続利用に係る規制の緩和)

14

実現したいことA

### 役務利用と連動した分割利益提供

施策イメージ

端末購入と通信料金3,000円のプラン加入(新規契約)を条件に最大12か月間1,000円キャッシュバック

現状



契約時に約した12,000円を提供しないと  
継続利用を条件としたこととなり違反  
(囲い込みを目的としておらず過度な規律)

規制緩和後



## 5. 健全なモバイル市場の実現に向けた規制の緩和要望(①継続利用に係る規制の緩和)

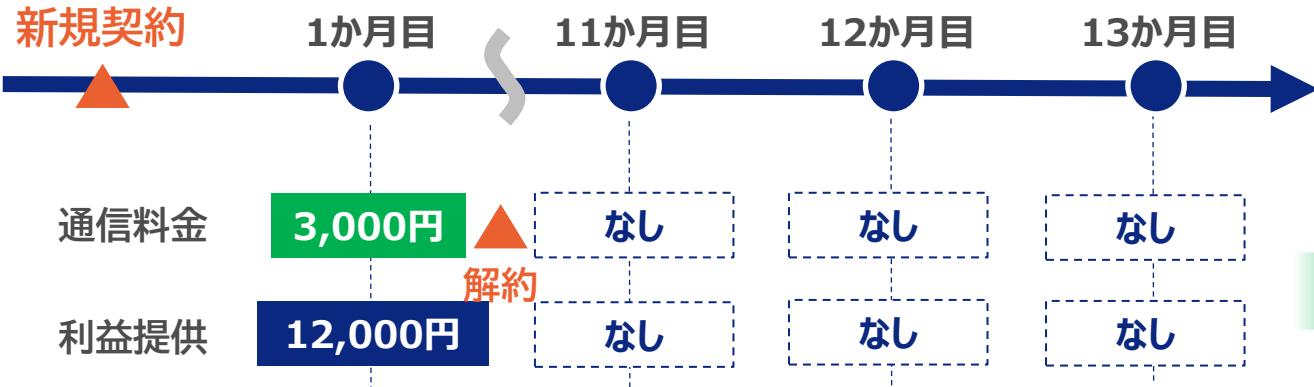
15

実現したいことB

一定利用期間満了後に一括利益提供

施策イメージ

通信料金3,000円プランの新規契約＆1年間の継続利用を条件に1年後に12,000円キャッシュバック



規制緩和後



## 5. 健全なモバイル市場の実現に向けた規制の緩和要望(①継続利用に係る規制の緩和)

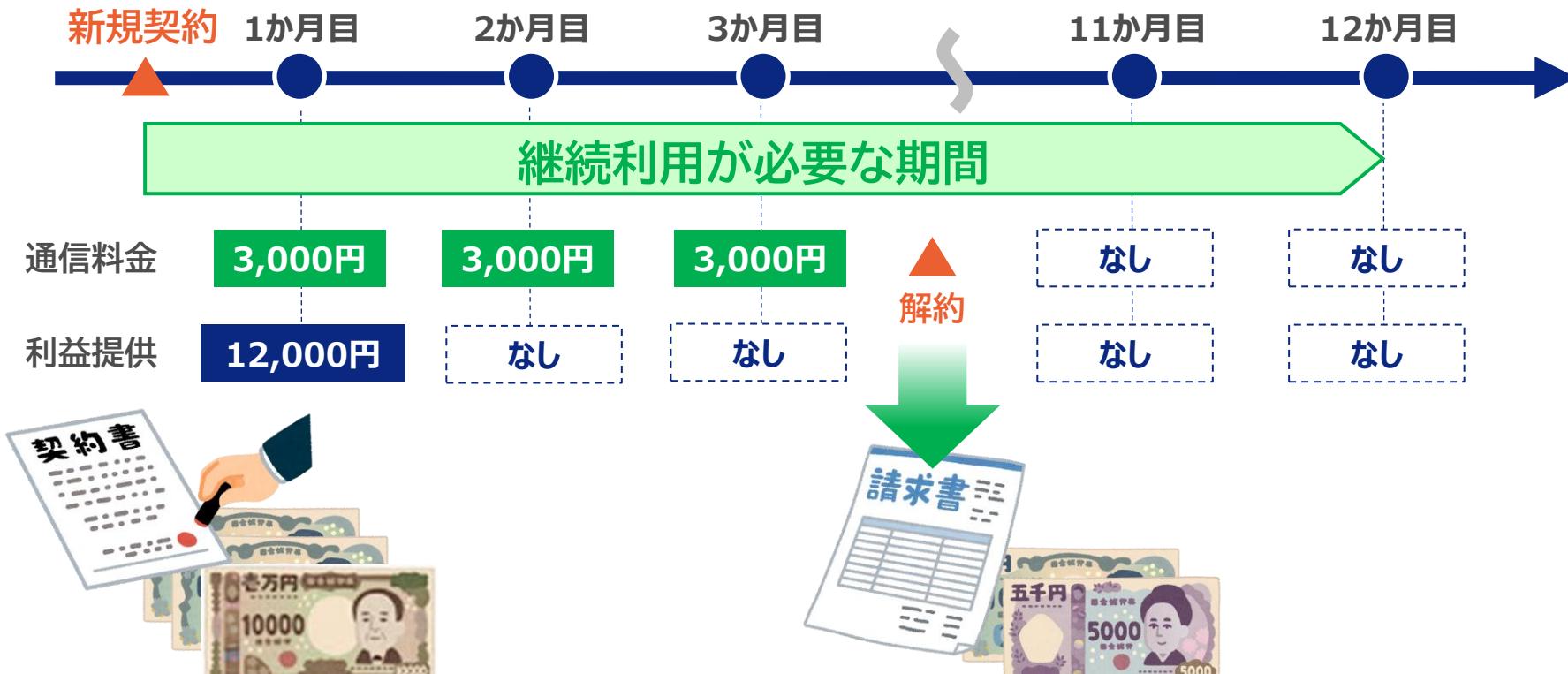
16

実現したいことC

### 一括利益提供における条件未達時の事業者への返金

施策イメージ

利益提供の条件とする期間内に解約した場合は利益提供額の一部を請求



利益提供額の一部を請求

## 5. 健全なモバイル市場の実現に向けた規制の緩和要望(②違約金上限規制の緩和)

17

違約金上限1,000円の規制は、消費者へのアンケート結果を根拠としたもの  
一方、**消費者保護ルール議論において設定された違約金規制(通信料金の1か月分)も存在**  
違約金上限規制について、消費者保護ルールとの整合性も考慮し  
**過度な規律になつてないか、合理性について改めて議論が必要**

○ 電気通信事業法施行規則

第22条の2の13の2 第2項

□ 契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行つたこと(第二十二条の二の十七第二号において「期間内変更等」という。)を理由として求める違約金その他の経済的な負担(第二十二条の二の十七において「違約金等」という。)に関する定め(以下この号、第二十二条の二の十六第一項第一号及び第二十二条の二の十七において「違約金等の定め」という。)がある場合においては、これに基づき請求する当該電気通信役務及び当該有償継続役務の一月当たりの料金に相当する額

○ 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン

第6章 電気通信事業者等の禁止行為

第4節 その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止(施行規則第22条の2の13の2)

(2)期間拘束契約に係る違約金等の制限(第2号)

② 違約金(第2号□)

・ 期間拘束契約の違約金については、1月当たりの利用料金相当額を上限として利用者に請求することができる。

## 6. その他見直し要望(端末購入プログラムの手続き見直し(1/2))

2024年12月末に新ルールが施行され、1年が経過してようやく運用も定着  
当面は、**買取等予想価格の算出は現行の継続が望ましいが、手続きの簡素化は即時に行うべき**  
具体的には、**下記の手続き等を省略する見直しを要望**

### 様式の統一

- 現状、手続きの様式が様式1～4に分かれており、様式2～4は2回目以降の手続きで用いる様式となっている。
- 今後、**変更前の情報は不要とし、手続き時点の必要な残価率等の情報のみを様式1に統合することを要望。**

様式1

別紙2様式1

将来時点できかねが確定しない利益の提供を  
約し、又は約させる行為の開始

提出日	
提出者	
担当者連絡先	
1 利益の提供を約し、又は約させる行 為の開始日	
2 利益の提供を約し、又は約させる場 所等	
3 対象とする機 種の名称、発売 開始日等	第三に約させる 場合の概要
4 対象とする機 種の端末の販売 当初及び販売時 点の販売価格	名称 発売開始日 色 容量 その他
5 利益の提供に係る条件	
6 利益の提供の実施予定日(買取等の 実施予定日)	
7 利益の提供の 実施予定日にお ける買取等予想 価格等	買取等予想価格 残価率 その他考慮事項
8 利益の提供の実施予定日における 利益の提供額	
9 買取等予想価格の公表場所	

様式2

別紙2様式2

利益の提供の実施予定日の変更に伴い利益の提供額が  
最も高くなる実施予定日が変わる場合における資料の提出

提出日	名称	
対象とする機種 の名称、発売開 始日等	発売開始日	
色		
容量		
その他		
開始の資料の提 出日		
前回までの変更 の資料の提出日		
提出者		
担当者連絡先		
1 利益の提供の実施予定日の一 変更	変更前	変更後
2 利益の提供の実施予定日		
3 買取等予想価格		
4 利益の提供額		

様式3

別紙2様式3

将来時点できかねが確定しない利益の提供を  
買取等予想価格、残価率、販売時点の販売価格又はその他考慮事項の変更

提出日	名称	
対象とする機種 の名称、発売開 始日等	発売開始日	
色		
容量		
その他		
開始の資料の提 出日		
前回までの変更 の資料の提出日		
提出者		
担当者連絡先		
1 買取等予想価格、残価率、販売時 点の販売価格又はその他考慮事項の変 更日	変更前	変更後
2 買取等予想価 格等	買取等予想価格 残価率 販売時点の販売価 格 その他考慮事項	
3 利益の提供額	変更前	変更後

様式4

別紙2様式4

別紙2様式2又は別紙2様式3の手続が必要となる事項以外の事項の変更

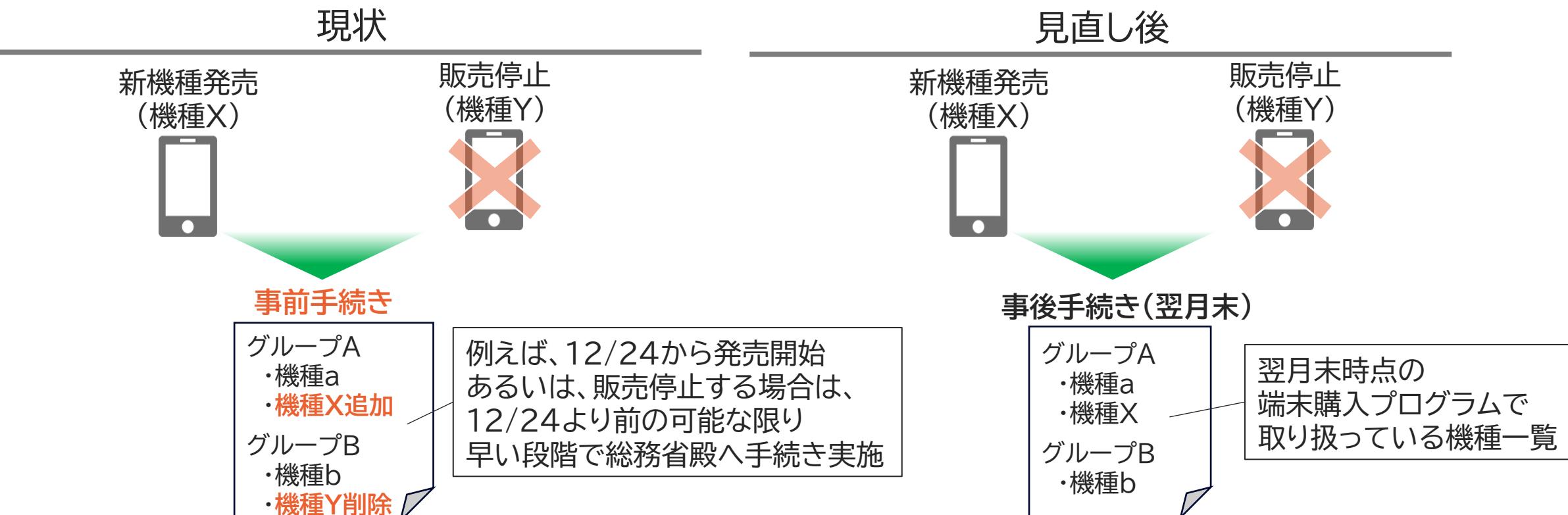
提出日	名称	
対象とする機種 の名称、発売開 始日等	発売開始日	
色		
容量		
その他		
開始の資料の提 出日		
前回までの変更 の資料の提出日		
提出者		
担当者連絡先		
1 変更する事項		
2 当該事項の変更日	変更前	変更後
3 当該事項の内容	変更前	変更後

既に報告済みの「変更前」の情報  
は不要とする

## 6. その他見直し要望(端末購入プログラムの手続き見直し(2/2))

### グループ化の機種追加・削除に係る事前手続きの省略

- 新機種発売開始や販売停止する際に、端末購入プログラムのラインナップに機種を追加・削除する場合には、既存の機種グループに追加・削除の事前手続きが必要となっている。
- グループ化自体の考え方をえるものではなく、また、機種追加・削除することによる残価率の変更状況を総務省が把握するのは翌月末の手続きであることから、既存グループへの機種追加・削除のみを行う場合は、翌月末の手続きにあわせて、各グループにどの機種が含まれているかがわかるような事後手続きとすることを要望。



# ヒアリング事項への回答

---

# ヒアリング事項への回答(1/3)

質問	弊社回答
<b>1. 指標(データ)に基づく規制のあり方の検討</b>	
(1) 電気通信事業法第27条の3の導入時に目指した目的①～④は達成できていると言えるか。 (現在の市場環境や27条の3の規制の効果をどのように捉えているか) 目的①事業者間の適正な競争環境の実現 目的②利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択 目的③利用者間の不公平 目的④通信料金の高止まりの解消	① 過度な端末値引きが抑制され、MVNOを含めた事業者間の競争環境が適正化されたと考えます。 ② 端末による通信料金割引額が異なる商慣行が是正され、利用者が自分にあった端末・料金プランを選択可能となっている理解です。 ③ 機種別の通信料金割引の禁止により、通信契約における不公平な扱いが大きく是正されたと認識しております。 ④ 端末購入補助の上限設定により、通信サービス自体の競争が進み、通信料金にも好影響が及んでいる理解です。
(2) 市場環境や27条の3の規制の効果を検証するにあたり、どのようなデータを定点的に観測すべきか。 現在参照しているデータに加えて、他に把握すべきデータはあるか。	① 事業者間の適正な競争環境の実現 <ul style="list-style-type: none"><li>現時点のシェア比較だけではなく、前年度からの事業者ごとの契約数の伸び率なども参考になると考えます。 例:新料金プランの契約数報告の数字を活用 など</li></ul> ② 利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択 <ul style="list-style-type: none"><li>総務省殿の消費者アンケートの項目として、プランの比較状況の質問を追加する等が考えられます。</li></ul> ③ 利用者間の不公平 <ul style="list-style-type: none"><li>総務省殿の消費者アンケートの項目として、不公平を感じているか、具体的に何に対して不公平と感じているのかなどの質問を追加することが考えられます。</li></ul> ④ 通信料金の高止まりの解消 <ul style="list-style-type: none"><li>海外との料金プラン価格差調査を継続的に見ていくことで、国内の通信料金水準の適正性を確認できると考えます。</li></ul>

# ヒアリング事項への回答(2/3)

質問		弊社回答
1. 指標(データ)に基づく規制のあり方の検討		
(3)	27条の3の規制の最小化を図ることは可能と考えるか。 上記の目的①～④を達成するため、 27条の3の規制に代わる対応策が考えられるか。	<ul style="list-style-type: none"><li>27条の3に代わる新たなルールの導入は、効果的な規律の廃止に伴う公正競争環境の悪化や、これに伴う対応コスト増大等が懸念されるため、目的①～④に対する効果を損なわない範囲で規制を最小化することが適当と考えます。</li></ul>
(4)	①自社のモバイルサービスの通信品質をどのような指標で評価しているか。 また、これを踏まえてネットワーク投資の水準をどのように評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"><li>調査会社等の第三者による客観的な評価指標等も参考に、通信品質の改善とネットワーク投資に取り組んでおります。</li></ul>
	②顧客獲得や顧客維持のモチベーションとして、 通信料金収入の確保の他に何があるか。 (例えば、顧客データの取得・活用、他サービスとの連携、自社経済圏の強化等)	<ul style="list-style-type: none"><li>通信料収入の確保が主ですが、通信以外の自社経済圏サービスも含め、顧客接点拡大・顧客獲得数拡大はモチベーションになっております。</li></ul>

# ヒアリング事項への回答(3/3)

質問		弊社回答
2. 現在、通信市場や端末市場において顕在化している課題はあるか		
(1)	①短期解約問題については、短期解約の課題は何か。	<ul style="list-style-type: none"><li>下記のような課題が考えられます。<ul style="list-style-type: none"><li>不適切な短期解約等による機会損失(非効率性による収支構造の悪化・中長期的な投資抑制による健全な市場発展の阻害・利用者利益の棄損)</li><li>善良なお客様とホッパー等との不公平感 など</li></ul></li></ul>
	②短期解約問題については、当事者が自主的な対策を講じることはできないのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>自主的な対策も講じており、過去に利益提供を受けた方を特定し、再度利益提供を行わない等の対策は検討・実施しております。(ただし複数回線契約等には課題あり)</li><li>新規契約特典を狙うホッパーが組織化した場合、現状実施している個人単位の対策をすり抜ける巧妙な手口が想定されるため、自主的な対策だけでは限界があると考えます。</li></ul>
(2)	その他、顕在化している課題はあるか。	<ul style="list-style-type: none"><li>27条の3に伴う各種の報告事項に関し、役目を終えているものは廃止いただきたいと考えております。 (例:非回線契約者への端末購入プログラムの提供状況 等)</li></ul>

「つなぐチカラ」を進化させ、  
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

# E KDDI VISION 2030

